

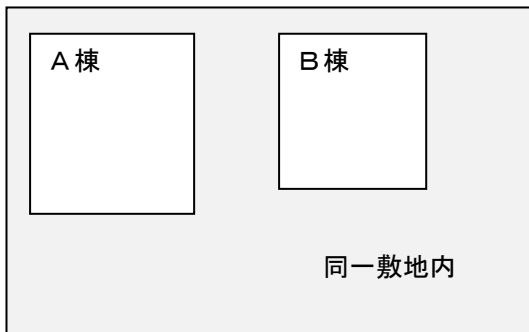
第2節 各 論

第1 消防用設備等の設置単位

1 消防用設備等の設置単位は、建築物（屋根及び柱又は壁を有するものをいう。以下同じ。）である防火対象物については、特段の規定（政令第8条、第9条、第9条の2、第19条第2項、第27条第2項）のない限り、棟であり、敷地ではないこと。（第8-1図、第8-2図参照）

なお、ここでいう「棟」とは、原則として独立した一の建築物、又は独立した一の建築物が相互に接続されて一体となったものをいう。

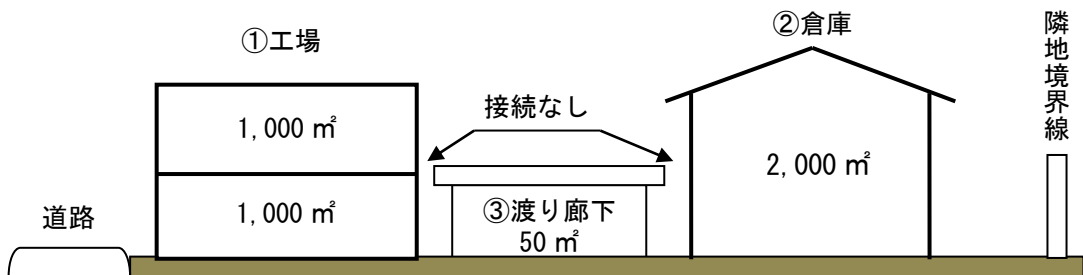
独立した一の建築物が相互に接続されて一体となっているものを判断するにあたっては、第8-3図を参考とすること。



同一敷地内に2棟以上の建築物があっても棟単位で消防用設備等の設置の要否を判定する。
すなわちA棟はA棟だけで
B棟はB棟だけで判定する。

ただし、屋外消火栓設備及び消防用水については棟間の距離により1棟とみなす場合がある。

第8-1図

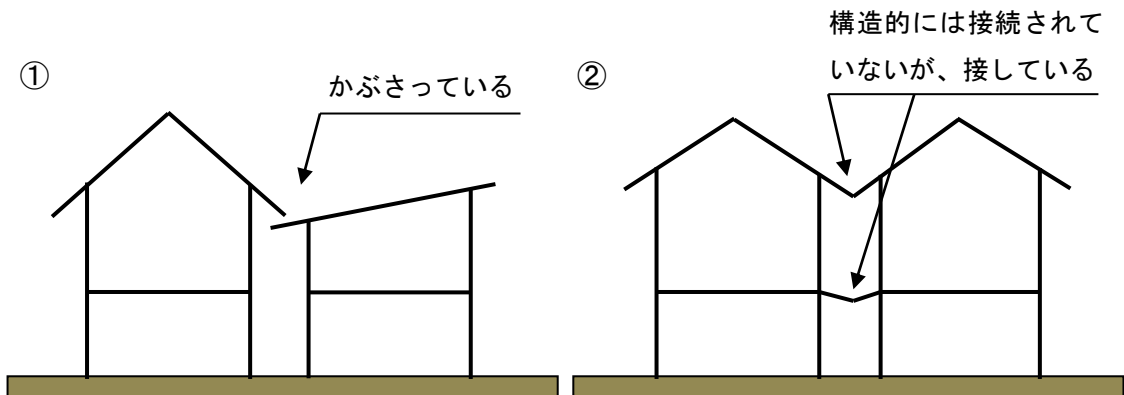


建築物	用途	政令別表第一	階数	延べ面積
①	工場	(12)項イ	2/0	2,000 m ²
②	倉庫	(14)項	1/0	2,000 m ²
③	渡り廊下	(15)項	1/0	50 m ²

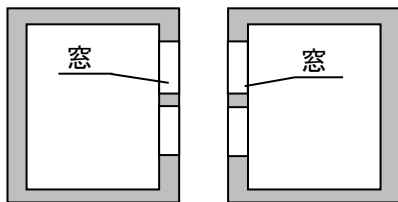
3棟の防火対象物として、消防用設備等を設置する。

第8-2図

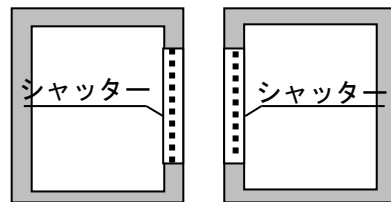
(その1) 相互のひさし又は屋根が、一方の建築物にかぶさっている場合又は接している場合



(平面図)

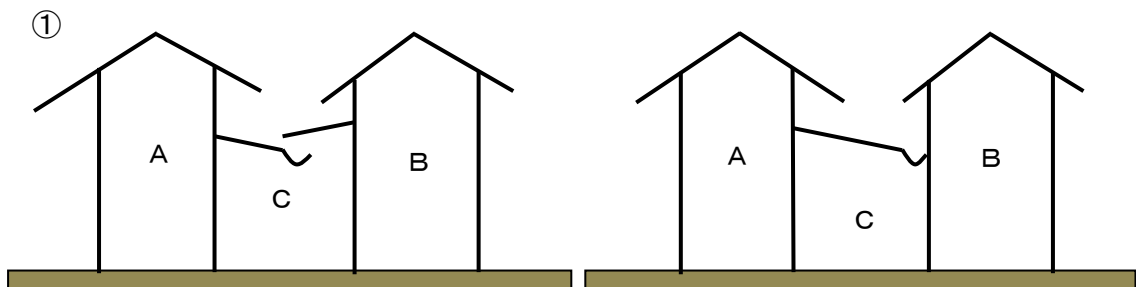


(平面図)



建築物相互が構造的に接続されていないので、一の建築物には含まれない。

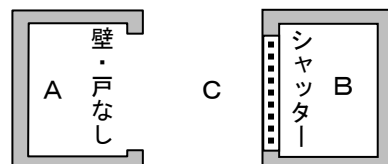
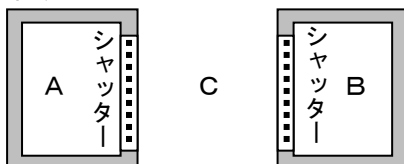
(その2) 相互の建築物の面するそれぞれの外壁に窓又は出入口が対面してある場合



C部分は、常時物品保管等の用途が発生していない。

作業工程上A、C、B部分が関連していない。

(平面図)

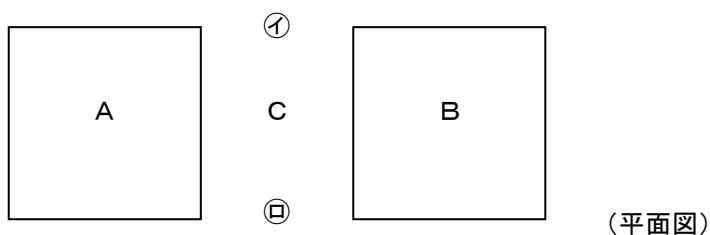


建築物相互が構造的に接続されていないので、一の建築物には含まれない。

第8-3図

棟と棟がひさし（軒先含む。以下同じ。）で接続された場合の棟の取扱は、次の事項を目安として判定する。

- | | |
|---|-----|
| ア ひさしとひさしが接合（溶接・コーキングなど）されている場合 | 同一棟 |
| イ ひさしとひさしが接触又は重なり合っている場合 | |
| （ア）第8-4図①又は②部分に壁又はシャッター等を設けている。 | 同一棟 |
| （イ）C部分を通行の用にのみ供している。 | 別棟 |
| （ウ）C部分を通行及びA棟又はB棟から①又は②側へ運搬の用にのみ使用している。 | 別棟 |
| （エ）C部分にエアコン室外機やホームタンクなど用途が発生していると言いがたいものが設置されている。 | 別棟 |
| （オ）C部分を常時物品の保管又は製造等に伴って排出されるくず等の貯蔵に使用するなど用途が発生している。 | 同一棟 |
| （カ）A、B棟の設備等の配置から、従業員が絶えずC部分を通ってA、B間を従来しないと作業ができないためA、B棟のC部分に面する壁の一部（シャッターがある場合は、これを含む。）が開放状態となっている。 | 同一棟 |



第8-4図

2 消防用設備等の遡及適用

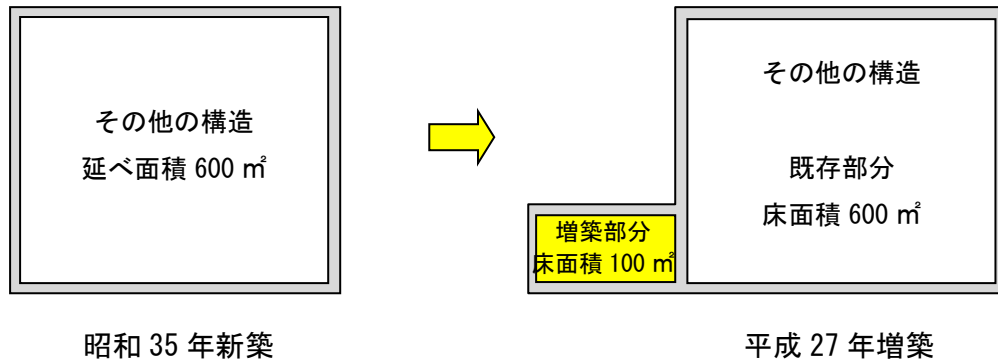
法第17条の2の5及び第17条の3の規定の取り扱いは、次によること。

- (1) 政令の施行の際、現に存する防火対象物で、その延べ面積が小さいため、そもそも消防用設備等の設置を要しなかったものの増築については、当該増築が法第17条の2の5第2項第2号に定める増築に該当しないときは、同条第1項の規定により、消防用設備等の設置は要しないものであること。

(第8-5図参照)

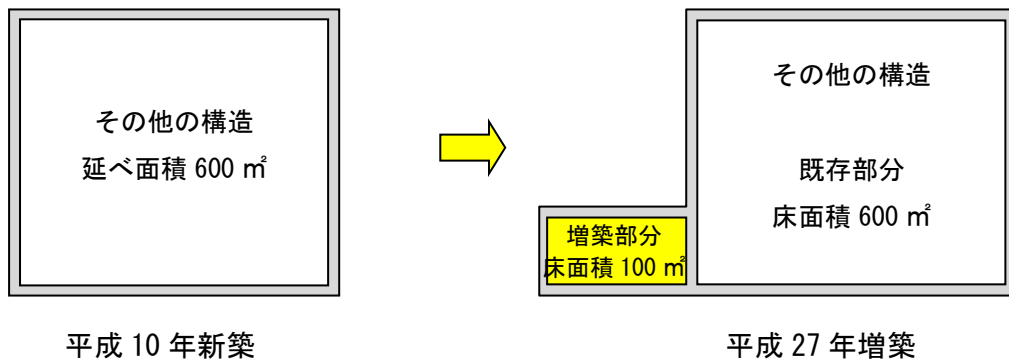
(政令別表第一 (12) 項イに掲げる防火対象物)

○例1



屋内消火栓設備の設置基準面積に関する現行の政令の規定の施行（基準時：昭和36年4月1日）の際、現に存する防火対象物で、法第17条の2の5第2項第2号に定める増築（基準時以後における床面積1,000㎡以上又は基準時の延べ面積の2分の1以上）に該当しない場合は、屋内消火栓設備の設置は要しない。

○例2

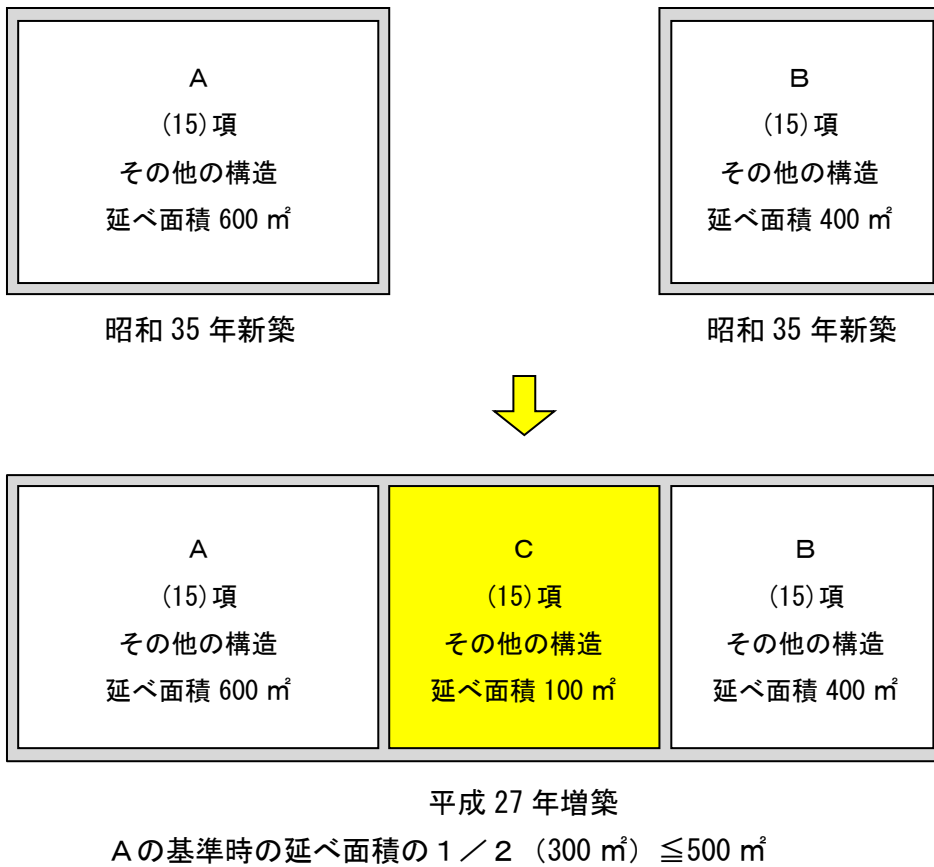


屋内消火栓設備の設置基準面積に関する現行の政令の規定の施行（基準時：昭和36年4月1日）後に新築されたものであり、増築によって当該規定に適合しなくなったものであるから、法第17条第1項の規定により設置義務が生じる。

第8-5図

(2) 第8-6図の例で示すとおり、政令の施行の際、既存であったA（延べ面積 600 m²）及びB（延べ面積 400 m²）の政令別表第一(15)項に掲げる防火対象物が、当該政令の施行の後、C（床面積 100 m²）を増築したことにより、A、B及びCが一棟となった場合の消防用設備等（屋内消火栓設備）については、Aにとっての増築はB+C（床面積の合計が 500 m²）であり、法第17条の2の5第2項の増築に該当するので、屋内消火栓設備の設置を要するものであること。

なお、この場合、既存のA又はBの防火対象物のうち、いずれか延べ面積の大きなものを主体にして考えること。



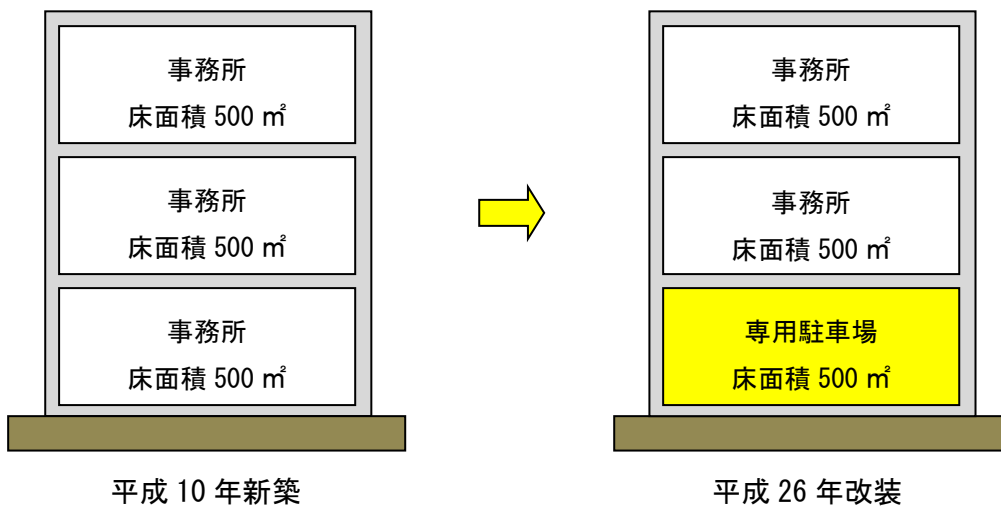
屋内消火栓設備の設置基準面積に関する現行の政令の規定の施行（基準時：昭和36年4月1日）の際、現に存する防火対象物A及びBであるが、Aにとっての増築はB+C（500 m²）であり、法第17条の2の5第2項第2号に定める増築（基準時の延べ面積の2分の1以上）に該当するため、屋内消火栓設備の設置を要する。

第8-6図

(3) 第8-7図の例で示すとおり、事務所ビル（政令別表第一(15)項に掲げる防火対象物）の1階部分を改装して、専用駐車場（床面積 500 m²）を設けた場合、政令第13条の規定による水噴霧消火設備等の設置については、主たる用途（事務所）に機能的に従属するものであり、当該防火対象物の用途自体は変更していないことから、法第17条の3第1項に規定する用途が変更されたものに含まれない。したがって、同条の規定は適用されずに、法第17条第1項の規定により水噴霧消火設備等の設置を要するものであること。

ただし、水噴霧消火設備の設置基準面積に関する現行の政令の規定の施行（昭和50年1月1日）の際に、現に存する防火対象物である場合は、法第17条の2の5第1項の適用を受けることになり、従前の規定が適用されること。

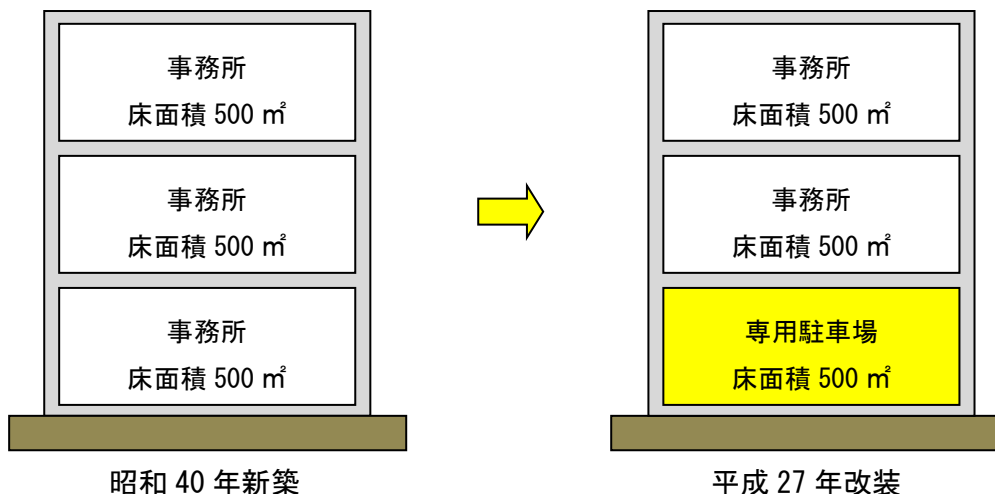
（第8-8図参照）



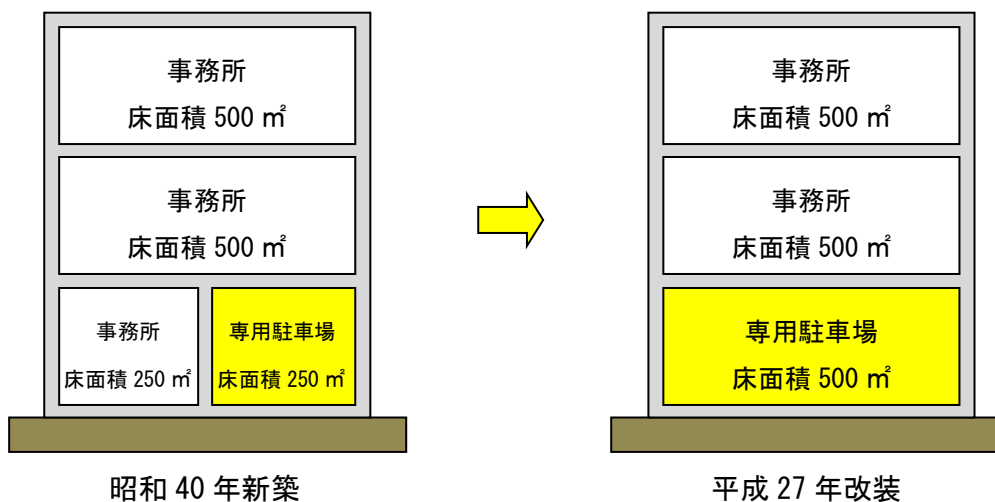
主たる用途（事務所）に機能的に従属するものであり、当該防火対象物の用途自体は変更しないことから、法第17条の3第1項に規定する用途が変更されたものに含まれず、同条の規定は適用されず、法第17条第1項の規定により水噴霧消火設備等の設置義務が生じる。

第8-7図

(その1) 非特定防火対象物にあつて政令第13条第1項に該当する部分が、新たに出現することとなった場合



(その2) 非特定防火対象物にあつて政令第13条第1項の基準数値に達していなかった部分が、同基準値に達することとなった場合

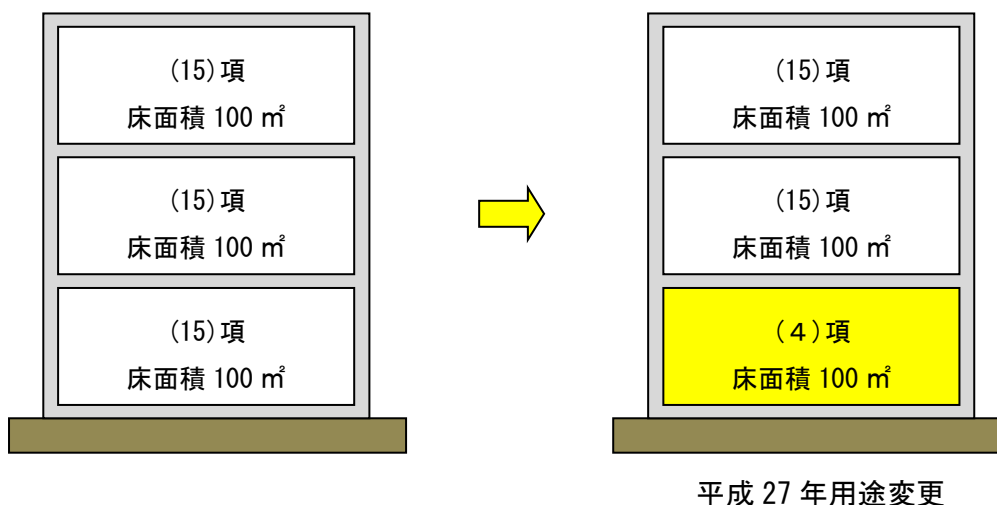


水噴霧消火設備の設置基準面積に関する現行の政令の規定の施行（基準時：昭和50年1月1日）の際、現に存する防火対象物で、法第17条の2の5第2項の規定に該当しないため、水噴霧消火設備等の設置を要しない。

第8-8図

- (4) 法第17条の3第2項第4号の規定により、非特定防火対象物が特定防火対象物に用途変更された場合、当該防火対象物は、既存遡及されることとなるが、この場合、第8-9図の例で示すとおり、防火対象物の一部（例えば3階建のうち1階のみ）が特定用途に変更されたような場合であっても、全体として消防用設備等に関する基準が遡及して適用されることとなること。

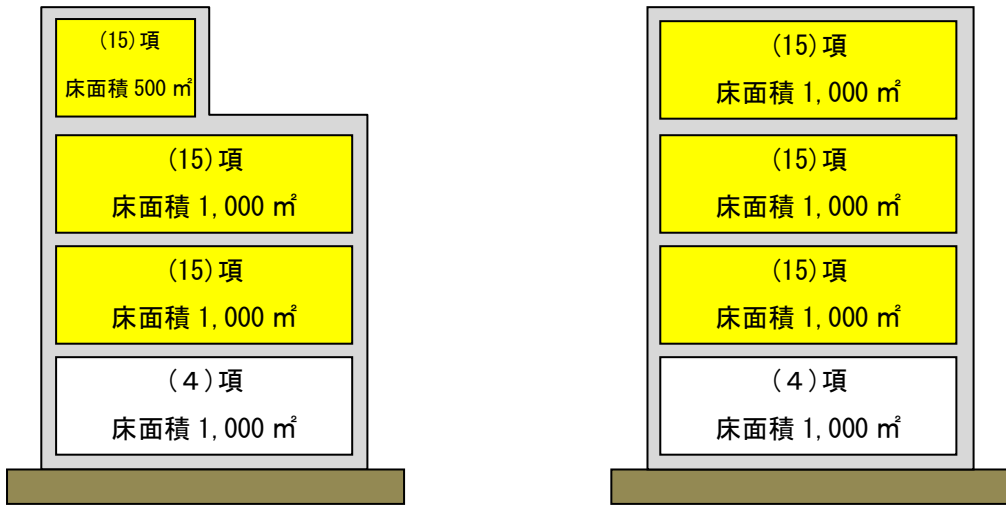
ただし、この場合において用途変更に係る部分が政令第1条第2項後段に規定する「従属的な部分」と認められる場合は、当該防火対象物は全体として用途変更がないこととなること。



政令第21条第1項第3号の規定により、防火対象物全体に自動火災報知設備の設置を要する。

第8-9図

- (5) 法第17条の2の5第2項第4号の規定により、特定防火対象物には遡及して消防用設備等を設置することとなるが、政令別表第一(16)項イに掲げる防火対象物で、政令第9条の規定によりそれぞれ別の防火対象物として設置を必要とする消防用設備等（例 屋内消火栓設備）を特定防火対象物以外の部分（例 (15)項 事務所）のみに設置しなければならない場合にも遡及して設置する必要があること。（第8-10図参照）



全階：無窓階以外の階 3倍読

昭和30年新築

(15) 項の延べ面積：2,500 m²

全階：無窓階以外の階 3倍読

平成27年増築

(15) 項の延べ面積：3,000 m²

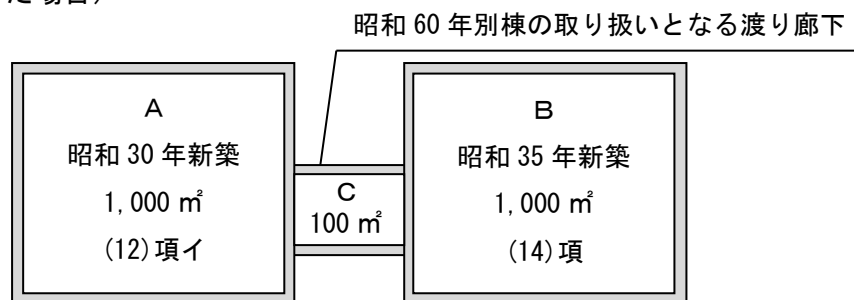
政令第11条第1項第3号の規定の施行（基準時：昭和36年4月1日）の際、現に存する防火対象物で、法第17条の2の5第2項第2号に定める増築（床面積1,000 m²以上又は延べ面積の2分の1以上）に該当しないが、当該防火対象物が特定防火対象物で、法第17条の2の5第4項に該当するため、(15) 項に掲げる部分に屋内消火栓設備の設置を要する。

第8-10図

(6) 別棟の取り扱いとなる渡り廊下等により接続された防火対象物に対する法第17条の2の5第2項の適用にあつては、次によること。

ア 別棟の取り扱いとなる渡り廊下で接続した場合、A及びBに対する増築は、A及びBの面積按分により算定した渡り廊下部分のみの増築となりAに対する増築は50 m²、Bに対する増築は50 m²となる。（第8-11図参照）

（渡り廊下で接続した場合）

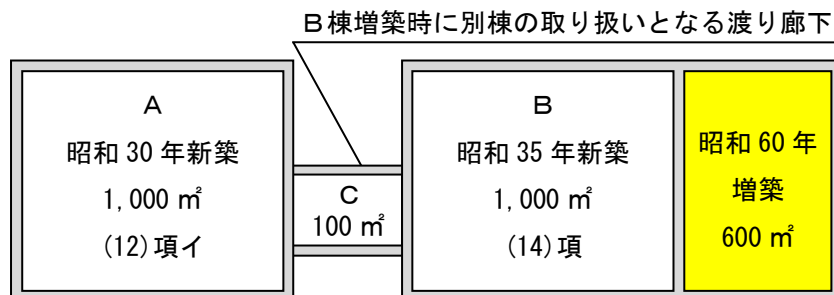


A棟及びB棟のそれぞれの延べ面積（1,000 m²+50 m²=1,050 m²）

第8-11図

イ B部分を600㎡増築した場合、Bが法第17条の2の5第2項第2号の適用を受け遡及する。(第8-12図参照)

(B棟部分を600㎡増築した場合)

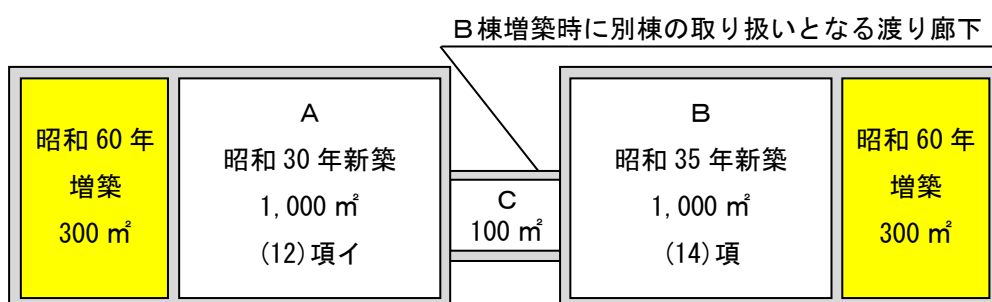


B棟の増築 ($50\text{ m}^2 + 600\text{ m}^2 = 650\text{ m}^2$) は、新築時における延べ面積 $1/2$ ($1,000\text{ m}^2 \div 2 = 500\text{ m}^2$) 以上であることから、B棟は法第17条の2の5第2項第2号の適用を受ける。

第8-12図

ウ A及びBをそれぞれ300㎡の増築した場合、新築時における床面積の2分の1未満であり、A及びBは、法第17条の2の5第2項第2号の適用を受けない。(第8-13図参照)

(A棟及びB棟をそれぞれ300㎡の増築した場合)



A棟及びB棟のそれぞれの増築 ($50\text{ m}^2 + 300\text{ m}^2 = 350\text{ m}^2$) は、新築時における延べ面積の $1/2$ ($1,000\text{ m}^2 \div 2 = 500\text{ m}^2$) 未満でありA棟及びB棟は法第17条の2の5第2項第2号の適用を受けない。

第8-13図